

令和4年
12月 舟橋村議会定例会会議録（第1号）

令和4年12月9日（金曜日）

議 事 日 程

令和4年12月9日 午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 常任委員会委員の選任
- 日程第5 議会運営委員会委員の選任
- 日程第6 議会広報特別委員会委員の選任
- 日程第7 中新川広域行政事務組合議会議員の選挙
- 日程第8 議案第33号から議案第41号まで
（提案理由の説明、議案第33号の先議（質疑、討論、採決））
- 議案第33号 舟橋村の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 議案第34号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 議案第35号 舟橋村職員の育児休業等に関する条例一部改正の件
- 議案第36号 舟橋村各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件
- 議案第37号 専決処分の承認を求める件
- 議案第38号 令和4年度舟橋村一般会計補正予算（第7号）
- 議案第39号 令和4年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第40号 令和4年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第41号 令和4年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（7名）

1 番 小 杉 知 弘 君
2 番 古 川 元 規 君
3 番 加 藤 智 恵 子 君
4 番 田 村 馨 君
5 番 森 弘 秋 君
6 番 竹 島 貴 行 君
7 番 前 原 英 石 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村 長 渡 辺 光 君
教 育 長 早 川 誠 一 君
総 務 課 長 松 本 良 樹 君
生 活 環 境 課 長 田 中 勝 君
会 計 管 理 者 林 輝 君
代 表 監 査 委 員 川 崎 正 夫 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 松 本 良 樹
事 務 局 係 長 喜 田 義 樹

午前10時00分 開会

開 会 の 宣 告

○議長（前原英石君） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達していますので、令和4年12月舟橋村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（前原英石君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

3番 加藤 智恵子 君

4番 田村 馨 君

を指名します。

会 期 の 決 定

○議長（前原英石君） 日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの13日間とし、審議終了までとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月21日審議終了までとすることに決定しました。

議 席 の 指 定

○議長（前原英石君） 日程第3 議席の指定を行います。

本件については、去る11月27日執行の舟橋村議会議員補欠選挙において当選されました小杉知弘君の議席を指定するものであります。

議席については、会議規則第4条第2項の規定により、議長において議席番号1番に指定します。

常 任 委 員 会 委 員 の 選 任

○議長（前原英石君） 日程第4 常任委員会委員の選任を行います。

ただいまのところ、総務教育常任委員会委員に1名、欠員が生じております。

お諮りします。

本件については、今回新たに当選されました小杉知弘君を、委員会条例第6条第2項の規定により、議長において総務教育常任委員会委員に指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました小杉知弘君を総務教育常任委員会委員に選任することに決定しました。

議 会 運 営 委 員 会 委 員 の 選 任

○議長（前原英石君） 日程第5 議会運営委員会委員の選任を行います。

ただいまのところ、議会運営委員会委員に1名、欠員が生じております。

お諮りします。

本件については、小杉知弘君を、委員会条例第6条第2項の規定により、議長において議会運営委員会委員に指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました小杉知弘君を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

議 会 広 報 特 別 委 員 会 委 員 の 選 任

○議長（前原英石君） 日程第6 議会広報特別委員会委員の選任を行います。

ただいまのところ、議会広報特別委員会委員に1名、欠員が生じております。

お諮りします。

本件については、小杉知弘君を、委員会条例第6条第3項の規定により、議長において議会広報特別委員会委員に指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました小杉知弘君を議会広報特別委員会委員に選任することに決定しました。

中新川広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（前原英石君） 日程第7 中新川広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

ただいまのところ、中新川広域行政事務組合議会議員に1名、欠員が生じているため選挙を行うものであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

中新川広域行政事務組合議会議員に

前 原 英 石

を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました前原英石を中新川広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

よって、前原英石が中新川広域行政事務組合議会議員に当選しました。

ただいま当選しました前原英石が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。

議案第33号から議案第41号まで

○議長（前原英石君） 日程第8 議案第33号 舟橋村の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件、議案第34号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件、議案第35号 舟橋村職員の育児休業等に関する条例一部改正の件、議案第36号 舟橋村各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件、議案第37号 専決処分の承認を求める件、議案第38号 令和4年度舟橋村一般会計補正予算（第7号）、議案第39号 令和4年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第40号 令和4年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第41号 令和4年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、以上9件を一括議題とします。

（提案理由の説明）

○議長（前原英石君） 村長より提案理由の説明を求めます。

村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 本日、令和4年12月舟橋村議会定例会を招集させていただきましたところ、議会議員の皆様方には、年末師走のご多用の中ご出席を賜りまして、心より感謝を申し上げます。

あわせて、就任早々の時期に新型コロナウイルスに罹患し、本定例会の日程につきまして、議員の皆様方にご迷惑をおかけしてしまいましたことをお詫び申し上げる次第でございます。

さて、本定例会、私にとりまして初の議会となりますため、僭越ながら、冒頭に所信の一端をお伝えさせていただきます。

今般の舟橋村政につきましては、皆様もご承知のとおり、混迷の状態となっております。その状況の下、推挙されました私をはじめ議会議員の皆様方におかれましては、村民の皆様より大きな期待と同時に大きな使命が託されている点においては、同じ立場であると考えております。

しかしながら、議会と行政は二元代表制の下、是々非々の立場であるべきというのは

もちろんのことではありますが、その両輪の足並みがそろって初めてこの舟橋村がよくなる方向へ進んでいくものと考えております。

したがって、議会議員の皆様方におかれましては、まずは冒頭に述べさせていただいたとおり、混迷の舟橋村政からの脱却、光りかがやく舟橋村の再始動として、舟橋村村民のみならず、富山県民の皆様、日本国民の皆様、舟橋村がすばらしい村であるご周知いただけるよう、共に尽力いただけることを強くお願い申し上げます。

さて、このたびの選挙において、政策の4本の柱を述べさせていただいておりました。その全てはこの舟橋村が、光りかがやく村として20年、30年先、さらにその先へつながっていくことのできる村であるために必要なことを掲げさせていただきました。

「未来へと持続する村づくり」「子育てしたくなる村づくり」「高齢者にも安心な村づくり」「公平で透明な役場づくり」。

この4本の柱の一つ一つには、特定の分野の政策にとどまらず、様々な分野の政策を複層的に取り組んで初めて実現される方向性のものがございます。

これから先の行政課題の解決は、一つの問題に対して一つのみでの解決では到底難しく、多くの要因を重なり合わせて解決を図らなくてはならないという考えの下、そのようにさせていただきました。

その最たる例としては、待機児童の問題が挙げられると考えております。この問題についても、受皿になる箱物を造れば解決という問題では決してございません。受皿となる箱物があったとして、そこで働いていただけるスタッフの問題もございます。

もっと言うと、箱物を造っても、これから先の20年、30年の人口動態を考えたときに負の遺産となるリスクもあるのであれば、箱物を造ることにしても有効的な利用方法を見据えて建てる必要があります。

もっとも行政側としては、舟橋村の人口動態をどのようにコントロールしていくのかという観点でも、問題の解決に取り組んでいく必要があると考えております。

このように、発生した問題の解消には、表面上の解決だけでは、未来へと持続する村の実現は決してなし得ないと考えております。その発生した問題の根本的な原因を解消する。そのような手法で舟橋村政を進めてまいりたいと考えております。

このように、一つ一つの詳細な政策の方向性をひもとき、皆様方にお伝えするには多くの時間を要することとなりますので、この場でつまびらかにさせていただくことは控えさせていただきますが、今後議会議員の皆様方とは、なれ合いではなく、確かな信頼

関係に基づいた人間関係を構築し、そして村民の皆様方とも同様に、顔を合わせ、声に耳を傾け、思いを伝えるという姿勢で進めさせていただく所存でございます。

まだまだ若輩者かつ未熟者ではありますが、だからこそその柔軟な発想と取り組み方で邁進させていただきますので、皆様方にはご指導、ご鞭撻にとどまることなく、ささいな、たわいもないコミュニケーションも賜りますことをお願い申し上げます。

それでは、本日提案しております案件についてご説明申し上げます。

議案第 3 3 号 舟橋村の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件につきましては、富山県人事委員会勧告に基づく県の給与改正条例を準拠して所要の改正を行うため制定するものであります。

議案第 3 4 号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件につきましては、地方公務員法が改正され、職員の定年年齢が段階的に引き上げられることに伴い、所要の改正を行うため制定するものであります。

議案第 3 5 号 舟橋村職員の育児休業等に関する条例一部改正の件につきましては、職員の定年年齢が引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 6 号 舟橋村各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件につきましては、統計調査員の報酬を規定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 7 号 専決処分の承認を求める件につきましては、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき予算案件 1 件を専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

議案第 3 8 号 令和 4 年度舟橋村一般会計補正予算（第 7 号）につきましては、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ 1, 2 1 5 万 1, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 1 9 億 8, 2 6 4 万 3, 0 0 0 円とするものであります。

今回の補正の主なものは、来年 4 月に執行予定の県議会議員選挙の準備に係る費用 6 0 万円、育児休業延長補助金 2 4 8 万円、保育所等光熱費・食材費高騰対策補助金 1 0 0 万円、認定こども園整備費補助金 4 4 4 万 4, 0 0 0 円、村道竹内中央線及び村道古海老江鉾ノ木線道路改良に伴う物件調査保証金算定に係る費用 5 5 4 万 8, 0 0 0 円等であります。

これに要する財源といたしましては、国庫支出金 1, 1 1 7 万 4, 0 0 0 円、県支出金 8 7 万 9, 0 0 0 円及び予備費 9 6 2 万円を充当するものであります。

議案第 39 号 令和 4 年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ 44 万円を追加し、予算の総額を 1 億 7,631 万 5,000 円とするものであります。

今回の補正は、結核・精神に係る特別調整交付金申請支援サービス委託料であります。これに要する財源といたしましては、県支出金を充当するものであります。

議案第 40 号 令和 4 年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ 342 万 8,000 円を追加し、予算の総額を 9,760 万 7,000 円とするものであります。

今回の補正は、消費税及び地方消費税の納付に係る費用であります。

これに要する財源といたしましては、水道使用料を充当しております。

議案第 41 号 令和 4 年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ 1,007 万 1,000 円を追加し、予算の総額を 7,215 万 4,000 円とするものであります。

今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金 7 万 2,000 円及び予備費 999 万 9,000 円であります。

これに要する財源といたしましては、雑入 440 万 4,000 円及び前年度繰越金 563 万 1,000 円を充当するものであります。

以上、提案いたしました案件につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前原英石君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前 10 時 19 分 休憩

〔休憩中に全員協議会を開催〕

午前 11 時 37 分 再開

○議長（前原英石君） ただいまの出席議員数は 7 人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

議 案 第 3 3 号 の 先 議

○議長（前原英石君） お諮りいたします。

ただいま上程しております議案中、議案第33号 舟橋村の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件について先議いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

（質 疑）

○議長（前原英石君） これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

○議長（前原英石君） お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

○議長（前原英石君） これより採決いたします。

議案第33号 舟橋村の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（前原英石君） 起立全員であります。

よって、議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

散 会 の 宣 告

○議長（前原英石君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前 11 時 40 分 散会